



「モルデカイの会」のニューズレター

2014年6月号No.6 [モルデカイの会 事務局](http://mordec.ai) (front@mordec.ai.jp)

東京都台東区東上野4-26-6 上野ビル 7F



民事裁判判決について:

「モルデカイの会」代表 加藤光一



- 「セクハラ裁判（第1事件）」は原告（4名）全員勝訴。被告ビュンと被告教団に損害賠償連帯責任。
- 「パワハラ裁判（第2事件）」は原告（1名）敗訴
- 「名誉毀損裁判（第3事件）（=被告ビュンおよび被告教団による、不当訴訟、虚偽告訴、名誉毀損の提訴）」では、被告ビュンらの訴えはいずれも棄却。ビュンらの敗訴。

（判決の概要と要点）

2014年5月27日、東京地裁民事第45部（山田明裁判長）は、セクハラ裁判原告4名の訴えを全面的に認めて合計70件の性的被害を認定したうえで、被告卞在昌（「被告ビュン」という）および被告宗教法人「小牧者訓練会」（=国際福音キリスト教会。「被告教団」という）に対し、合計金1540万円の損害賠償金の支払いを命ずる判決を言い渡しました。

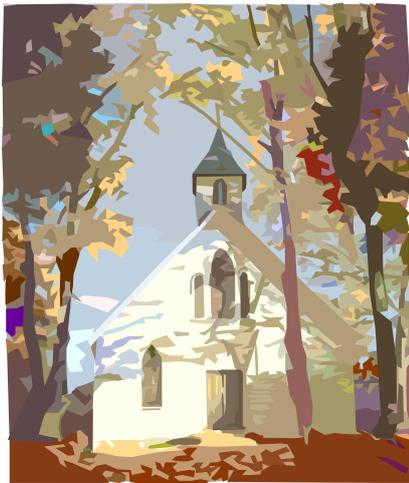
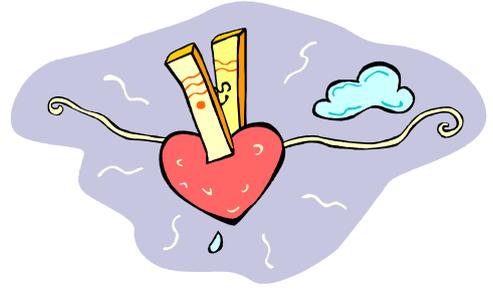
なお、パワハラ裁判原告の訴えの一部は認められたものの、その証言には被害を誇張している疑いがあり被告ビュンらに対する悪感情を必要以上に強調している節も見受けられるとされ、パワハラ被害については被告らの不法行為とまでは認定されず、原告の訴えは棄却されました。

一方、被告ビュンおよび被告教団による、セクハラ裁判およびパワハラ裁判における原告らの被害主張はすべて虚偽でありこれらの公開等によって名誉を毀損されたとする訴えはすべて棄却されました。

3人の裁判官は、判決書の中で、主任牧師である被告ビュンが自らを霊的指導者であるとしてその絶対的権威を説く権威主義的な教会政治を行い、このことによって被害者らが主任牧師には絶対に服従しなければならない、その失敗も絶対に責めてはならないと信じ込まされたと認定しています。さらに、被告教団および被告ビュンによる特異な権威主義的な教会運営が事件発生メカニズムであるとし、それを許した教団の風土を明確に弾劾しています。加えて、提出された証拠および法廷における被告ビュンやその他の当事者証言をもとに、加害者である被告ビュンの性癖について「被告ビュンと女性信徒らとの距離が不自然なまでに近かったことがうかがいしれる」とし、女性信徒らとの日常的な身体的接触（口へのキスやハグなど）は一般社会の許容範囲を超えていると指摘しています。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



今は脱会していても、かつての一時期、この教団（国際福音キリスト教会）に所属し権威主義的教会運営に異を唱えず、また、ある意味で知らないままに被告ビュンの不法行為を許してしまった私たちにとって、今回の判決は重い意味を持っています。一人ひとりが、自らを振り返って、牧師ではなく、人ではなく、まして教会堂という建物を見るのではなく、真の信仰者として主の前に立ち、主と直結することの大切さをもう一度思い直すことが問われているように思います。日本の法律によって弾劾されるような被告教団にあって、自分たちが何を考え、何をしていたのか、あるいは何をしなかったのかをあらためて問うことなく前へ進むことは出来ません。



今回の裁判を通して、教会は治外法権の場ではなく、不祥事を内部でうやむやに処理することは許されないこと、教会内で起きた不法行為の被害者が司法の場で救済され得ることが明確に示されました。

日本には、今回のような被害を受けた方々を守り、かつ加害者を的確に懲戒するための牽制機能を欠いたキリスト教会が多く存在します。判決は、国際福音キリスト教会のみならず、そのような教会に対する警鐘とも言えます。今回の判決が先例となって、牧師の権威を強調するあまり同じような悲劇を招いている日本の一部のキリスト教会における同種事件の被害者が広く救済され、その人権が回復されることを私たちは期待しています。

控訴審について：

この裁判はまだ終わりではありません。被告ビュンと被告教団は、セクハラ裁判および名誉毀損裁判の判決を不服として控訴しました。私たちは控訴を受けて立たざるを得ない立場にある原告の方々や、名誉毀損で再び訴えられたすべての方々を今後も引き続き支援するとともに、判決を不服として同じく控訴したパワハラ裁判原告の法的救済を求めて参ります。

みなさまには続けてご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

「主をおのれの喜びとせよ。主はあなたの心の願いをかなえてくださる。あなたの道を主にゆだねよ。主に信頼せよ。主が成し遂げてくださる。主は、あなたの義を光のように、あなたのさばきを真昼のように輝かされる。」（詩篇 37：4-6）

詳しくは、「モルデカイの会」ホームページをご覧ください (<http://www.mordecai.jp/>)

セクハラ裁判原告から寄せられたコメント

● 私たちの訴えてきた事が事実と認められ、心の重荷が降りた感じがす。脱会后、嘘つき呼ばわりされる中でも、私たちの証言を信じて、多くの犠牲を払いながらこの裁判を支援し、励まし、祈って下さった支援者の皆様に、言葉で言い表わせないほど感謝しております。刑事裁判での無罪判決は、事実を証明する事の難しさに司法の壁が立ちはだかってしまった結果だと思ひ、なんの為の刑事裁判なのかと失望しそうでしたが、今回の判決で、日本の司法への信頼感も回復できました。勝訴により、国際で私たちが失ったものを全て取り戻せるわけではありませんが、私たちが挑んだ戦いの結果得たものが、社会において価値ある実を結ぶことを期待しています。

● これまでの5年間苦しくつらい時もたくさんありましたが、今回のセクハラ勝訴の知らせを受けて、本当にがんばってきてよかった！と心から思います。やっと心が晴れやかになりました。たくさんの方々に支えられてこの日を迎えられる感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。



● 今日からやっとゆっくり休めます。前からもらっていたみ言葉（詩篇37篇）の通りに神様にゆだね、信頼して本当に良かったです。真実な神様に、ただただ感謝でいっぱいです。今まで、お祈りと支援して頂いた方々に心から感謝しております。本当に今までありがとうございました。弁護士先生達にも難しい裁判で、ここまで助けて頂き感謝しています。今まで本当にありがとうございました。

● セクハラ的主張が認められて本当に良かった。言い知れない心の重荷が軽くなりました。ビュン牧師にはきちんと最後まで責任をもった謝罪をしてほしいです。これを通して、日本や韓国の教会がこの事実を認め、同じ犯罪が繰り返されないように努力と対策をきちんと行ってほしい。そして、現在国際グループに所属している人で私たちと同じような被害を受けて苦しんでいる人がいたら、それが本当に被害で犯罪なのだという事を自覚してほしい。そして一日も早く脱会してほしいです。



パワハラ裁判原告から寄せられたコメント：

- 正直、本当に残念な結果になってしまいました。なぜ私の訴えが誇張していると言えるのでしょうか？じゃあ、言わせて貰えば私は何によって統合失調症になったのでしょうか？精神障害者になり、人生ボロボロに廃人のようになった理由は何なんのでしょうか？なぜ弱者の訴えが棄却されなければならないのでしょうか？本当に理由が分かりません。私はパワハラにあったんです。これが真実です。



経済的支援のお願い

私たちは、控訴審において、被害を受けた原告の方々に加えて名誉毀損で再び訴えられた人たちをも全面的に支援して参ります。同時に、信仰をもってこれらの活動を金銭的に支援する人々も必要です。聖霊に心動かされる方々が、それぞれの信仰によって金銭面で助けて下さることを、お願い申し上げます。

ご賛同いただきご支援いただける方は、下記の口座にお振り込みいただくか、メールにてお問い合わせください。よろしくお願ひいたします。

※郵便口座

記号：00120-0-488435

名義：「モルデカイの会」

※銀行からは、

銀行名：ゆうちょ 店名：〇一九（ゼロイチキュウ）

〈当座〉口座番号：0488435 名義：「モルデカイの会」